

豊前市農業委員会議事録

- 1 招集日時 平成 29 年 11 月 9 日 14 時 00 分
- 2 招集場所 豊前市役所3階 第1会議室
- 3 会議の議題は、下記のとおりである。



議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請に対する決定について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について



4 豊前市農業委員会委員の出欠は、下記のとおりである。

委員総数 12名
出席 8名
欠席 4名

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
会長1番	松本 克己	出	7番	柏木 伸夫	出
副会長2番	青木 一巳	出	8番	寺光 正博	出
副会長3番	畑中 安生	出	9番	山本 一彦	欠
4番	磯永 優二	欠	10番	我毛 真一	出
5番	山崎 廣美	出	11番	竹中 博藤	欠
6番	内藤 憲士	出	12番	川崎 信彦	欠

5 農業委員会の議長は、下記のとおりである。

議長 松本 克己

6 農業委員会事務局職員は、下記のとおりである。

事務局長 加来 孝幸
係長 湯越 恵子
仲野 彰信

開 会 の 宣 言

事務局 只今から平成29年11月の定例総会を開催いたします。出席委員は12名中8名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。

議長 14時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は2番青木一巳委員と、3番畑中安生委員にお願いします。会議書記は事務局職員湯越さんをお願いします。次回の会議について日程説明。

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。3件は所有権移転に関するものです。

「議案第1号、通り番1から3を議案書をもとに朗読」全件は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 議案第1号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

7番委員発言 通り番1についてご説明いたします。

通り番1について、譲渡人の■■■■■■■■■■は耕作管理が出来ないとの事で譲受人の■■■■■■■■■■が購入するものです。その農地には小さな看板があり、以前より草刈や管理を■■■■■■■■■■がしていたため今回購入に至っています。場所は道の駅おこしかけの南東にある農地で、特に問題も無く間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

3番委員発言 通り番2についてご説明いたします。

通り番2について、譲渡人の■■■■■■■■■■は、耕作管理ができないということで譲受人■■■■■■■■■■に贈与するとの事です。場所は豊前東部霊園の南側100m付近の農地です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番3につ

いて、地元委員の説明をお願いします。

通り番3

2番委員発言 通り番3についてご説明いたします。

通り番3について、譲渡人の [] は耕作管理ができないという事で譲受人の [] に贈与するとの事です。 [] は現在 [] に在住ですが実家が [] の近所で、実家に戻った時に耕作管理しているとの事です。特に問題も無く、間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第1号の通り番3について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、他に意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について通り番1から3は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第1号、許可申請通り番1から3号について原案通り可決いたします。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。
「議案第2号、許可申請の通り番1から2を、議案書をもとに朗読」

議長 議案第2号について事務局の朗読が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。

通り番1

10番委員発言 許可申請の通り番1について説明いたします。

通り番1について、譲渡人 [] の農地を譲受人 [] が購入し宅地への進入路にするとの事です。現在 [] は [] に在住ですが [] の家は貸家にしてあります。将来はその貸家に自分が住むようです。場所は豊前市役所の南側の農地で都市計画法で規定する用途地域内であります。特に問題も無く間違いありませんので宜しくご審議をお願いします。

議長 議案第2号の通り番1について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので、通り番2について、地元委員の説明をお願いします。

通り番2

8番委員発言 許可申請の通り番2について説明いたします。
通り番2について、譲渡人の■■■■と譲受人の■■■■は、
■■■■にあり父である■■■■の農地を購入し、自己住宅を新築するとの事です。生活排水は合併浄化槽を設置しますが、審査会の時に下流域の水利同意書が必要と言ってます。場所は中畑集落に接続して建設される住宅である為、特に問題も無く間違いありませんので宜しくご審議お願いします。

議長 議案第2号の通り番2について、地元委員の説明が終わりました。地元委員は賛成意見でございますが、意見・質問はありませんか。

5番委員 同意書は審査にかける前にもらうべきではないですか。

8番委員 水利同意書が譲渡し人であり■■■■でもあるため、トラブルを防ぐため下流域の水利同意書も追加が必要と言ってます。

5番委員 了解しました。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について通り番1から2は原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についてですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転の関係になります。地元の関係委員さんは内容をよく確認していただいたと思います。いかがでしょうか。

議長 何かございませんか。無いようでございますので議案第3号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について原案通り可決してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 全員異議なしとのことですので、議案第3号については原案とおりの可決することにいたします。

議長 以上をもちまして本日の全議案の審議をすべて終了いたしましたので、これをもちまして11月の定例総会は終了いたします。

議長 閉会の宣言
14時30分閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なき事を証するためここに署名する。

平成29年11月16日

議長

松本克己



2番委員

青木一巳



3番委員

畑中安生

